

令和6年 第1回大崎市教育委員会臨時会会議録

[illegible]

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長    | <p>ただいまから，令和6年第1回大崎市教育委員会臨時会を開催いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので，本臨時会は成立いたしました。これから会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は，お手元に配布の議案書のとおりであります。</p> <p>なお，報告事項（１）「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を追加でご報告申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教育長    | <p>次に，本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>堀委員にお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長    | <p>本日の教育委員会臨時会への傍聴者はありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 教育長    | <p>それでは，議事に入ります。</p> <p>日程第1 議案第32号「令和7年度使用教科用図書採択について」を議題といたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 教育長    | <p>それでは，学校教育課長 説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 学校教育課長 | <p>はい。それでは議案第32号，令和7年度使用教科用図書採択について提案説明を申し上げます。</p> <p>それでは資料をお開きください。なお本資料につきましては臨時会終了後に，回収させていただきますことあらかじめ申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは令和7年度に使用する教科用図書の採択につきまして，今回すべての中学校用の教科書と学校教育法附則第9条の規定によります特別支援学級に所属する児童生徒が使用する教科用図書，いわゆる一般図書につきまして採択を行う必要がございます。</p> <p>その教科用図書採択にあたりましては大崎市の場合，栗原市，涌谷町，美里町，加美町，色麻町の2市4町で構成する北部地区教科用図書採択協議会で共同採択を行っているところでございます。</p> <p>その協議会によりまして共同採択にあたる大崎市が採択を希望する教科書の推薦依頼が来ているところでございました。</p> <p>資料の1ページをお開きいただければと思います。1ページ以降にお示ししております北部地区教科用図書採択協議会の図書採択に係る基本方針に基づきまして，各教科における採択基準を大崎市内の小中義務教育学校に通知しております。</p> <p>図書の採択希望を学校で調査検討した結果につきまして，議案の資料のとおりとなりましたので，推薦してよろしいかどうかのものです。</p> <p>なお，協議会の報告は7月11日となっておりますことから，本日の臨時会においてご審議をお願いするものものがございます。</p> |

採択を希望する図書につきましては、各中学校、義務教育学校が第1希望とする教科書に対し採択の希望資料を提出していただいたところでございます。

その結果を取りまとめたものを5ページにお示ししております。

その結果を集計し、大崎市教育委員会において希望案としたものが、中段にあります「大崎市希望」欄の内容となっております。

なお、6ページから8ページが中学校用の教科書、11ページから15ページまでが小学校と中学校の一般図書の採択希望案として教育委員会が今回、協議会の方へ提出する資料でございます。

なお、採択希望理由として、美術を除く各教科につきましては、1位と次点の希望数の差が大きいものですから、この結果を反映することとしまして、なお、美術の教科書につきましては、9ページ、10ページにお示ししておりますが、1位と次点の差が僅差でありました。今回各学校の評価の観点を総合的に判断しまして1位の採択希望案としているところです。

次に一般図書でございます。小中学校用の一般図書につきましても各小中義務教育学校に調査、研究をしていただいたところでございます。この一般図書につきましても採択方法に概ね不具合がないと判断されていることから、一般図書は特別支援学級の児童生徒それぞれの状況に合わせて、先生方が適切なものを選択しながら使用していただけることを理由として、全採択希望とする採択希望案というものであります。

中学校用の教科用図書と各中義務教育学校における採択希望の図書につきましては、目の前のテーブルにお示ししているものが採択希望の教科用図書でございます。横に並べておりますのが、それ以外の出版社の各教科ごとの教科用図書を提示しておりますので、後ほど委員の皆様にご覧にいただければと思っております。

令和7年度に使用される「中学校教科用図書・一般図書」の採択の決定につきましては、7月18日に開催される第3回北部地区教科書採択協議会におきまして、各市・町の2市4町での協議によりまして、最終的に決定されることとなります。

以上、議案第32号の提案説明といたします。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの説明を受けまして、教科用図書を確認する時間を取りたいと思います。

15分程度の時間を取りますので、その間ご自由にご覧いただき、改めて質疑の時間を取りますので、よろしくお願いいたします。

青沼委員

一ついいですか。ここに至るまでの経緯、手順などを説明願えますか。

学校教育  
課長

それでは、詳細につきましては担当の方から説明させていただきます。

説明員

中学校の採択用の教科書につきましては各出版社から大崎市教育委員会の方へ来ておりまして、各学校の先生に見ていただく機会を設けるために教科書の展示会を北部教育事務所、図書館の2か所で行っております。

|        |                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>そこで、各学校の先生方に見て、分析していただいて一番良い教科書を選んでもらっています。その内容を各学校で取り纏めていただいて各学校から報告いただいているものです。</p> <p>その結果を取りまとめ今回の資料とさせていただきます。そちらの結果を協議会の方へ報告したいと考えております。</p> <p>その結果を取りまとめ今回の資料とさせていただきます。そちらの結果を協議会の方へ報告したいと考えております。</p> |
| 学校教育課長 | <p>小学校、中学校それぞれ4年ごとに教科書の採択がありまして、今回は中学校の分の採択にあたってご審議いただくというものになっております。</p>                                                                                                                                          |
| 佐藤委員   | <p>聞きもらしたのかもしれませんが、教科書を全部同じにすることですよね。一部の学校は、この教科書とかではなく。</p>                                                                                                                                                       |
| 教育長    | <p>2市4町で、同じ教科書を使うということになります。</p>                                                                                                                                                                                   |
| 学校教育課長 | <p>今回は、大崎市教育委員会としての採択希望案の教科書の一覧をお出しするということになります。</p>                                                                                                                                                               |
| 教育長    | <p>協議会においてそれぞれの市町の案を協議して決めていくという手順になります。</p>                                                                                                                                                                       |
| 堀委員    | <p>以前の定例会で先生方に教科書に対応した指導書の6年度の予算計上がありましたよね。これは、また新たにかかってくるということでしょうか。新しい教科書になれば、4年度ごとにかかるということなんでしょうか。</p>                                                                                                         |
| 教育長    | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長    | <p>それでは、そうゆうところも踏まえてご覧いただければと思います。</p>                                                                                                                                                                             |
| 堀委員    | <p>大崎市がこれで出しても北部で統一されるわけですね。だから、大崎市がこれで出しても変わる場合もあるのですね。</p>                                                                                                                                                       |
| 教育長    | <p>そうなります。</p> <p>(教科用図書の間覧)</p>                                                                                                                                                                                   |
| 教育長    | <p>それでは、ご覧いただいたうえで、質疑はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                  |
| 教育長    | <p>それでは、このような形で出させていただきますよろしいでしょうか。では、質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>                                                                                                                                    |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長    | <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>(1) 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」の報告をお願いいたします。</p> <p>教育総務課長 報告願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育総務課長 | <p>それでは、私の方から、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価に関する事務を再開するということについてご報告させていただければと思います。</p> <p>この数年、コロナ禍ということもあり、この点検、評価につきましては中断と申しますか、お休みさせていただいたところでございます。</p> <p>教育委員会事務局におきましては、毎年度、地方自治法に基づきます担当事務を踏まえまして、予算執行状況ですとか決算状況を明らかにし、施策の成果を説明する書類としてこちらの分厚い資料はあるんですけども、こういったものを議会の方に毎年度提出してきておりました。そして、議会の認定、教育行政全般について認定を受けているところでございます。</p> <p>こちらの資料は、予算執行とか決算というちょっとフィルターがかかることで、それぞれの事務の目的の妥当性ですとか有効性、効率性の検証的要素が強くなりまして、教育行政の丁寧な視点と言いますか、きめ細かな視点というのは、こちらの方からなかなか読み取ることは難しいという実情も他方で言われてきたところでございます。</p> <p>大崎市教育委員会におきましては、その丁寧さというきめ細かさというのが、この「大崎市の教育」にもありますとおり、大崎市の基本目標、それぞれ6項目を定めてございます。</p> <p>そして、その目標につながる施策の方向性を定めているところでございます。そして、この教育委員会事務局が行っている各種の事業が、この目標に向かっているのか、そしてこの施策の方向に沿っているのか、教育行政にかかる有識者の皆様に点検して評価していただき、そしてそれを教育委員の皆様、そして我々教育委員会事務局におきましてもしっかり振り返りを行い、次年度以降の施策、事業展開につなげていくことができたかと考えております。</p> <p>それでは、お配りしております資料に基づきましては、担当よりご説明申し上げます。よろしく願います。</p> |
| 説明員    | <p>はい。引き続き、「1 概要」についてご説明させていただきます。</p> <p>資料1の方を合わせてご覧いただきたく思います。</p> <p>資料1ページです。経緯の部分に記載しております。冒頭、教育総務課長からお話ありましたが、こちらの点検及び評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づき教育委員会に対し義務付けられているものです。</p> <p>近年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、法第26条第2項による「学識経験者による点検・評価」が実施できない状況が続いておりましたが、本年度より再開することとします。</p> <p>次に、「2 目的」ですが、法定のものであるところですが、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすこととしています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

「3 点検評価の方法」については、「第2次大崎市総合計画」の各施策に体系付けられた事業について、事業レベルでの「事務事業評価」を実施するとともに、「大崎市教育の振興に関する大綱」に掲げられている5つの基本方針に基づく、6つの基本目標に沿い、令和5年度に実施した重点事業や特徴的な取り組み等についての点検評価を実施することとします。

「4 学識経験者の知見の活用」については、法第26条第2項の規定によるものとなります。

有識者の知見を活用し、事務局が実施した自己評価に対し専門的な見地からご意見を頂くものとなります。

現在3名の評価員を予定しております。

「5 評価のプロセス」については、この評価・点検の流れを図示しています。

教育委員会の担当課による自己評価を実施し、これをもとに、学識経験を有する外部評価委員による点検を実施します。これを経て、教育委員会（定例会）において、最終的な確認・点検を行い、結果を公表する予定であります。

「6 点検・評価のスケジュール」です。

現在、これから部内の調整を行いながら7月12日まで事業評価シートの作成、自己評価の実施をしてまいりたいと思っております。教育部内での評価ののち、7/24に外部評価員への説明を行う予定です。

その後、それぞれの委員から評価票を提出していただき、これをもとに、8/19に評価員同席により評価の確認・取りまとめを行います。その後、取りまとめた内容を8/29の定例会へお諮りする予定としております。

2ページ目です。

「7 参考」として、根拠法令の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条を抜粋・記載していますので、こちらはご参照ください。

次に、3ページ目は、対象事業のリストとなります。こちらは対象事業ということで、現状で想定している評価対象事業のリストとなります。

基本目標ごとに整理をさせていただいておりますが、令和5年度の重点事業であったり、特徴的な取り組みについて選定したものとなります。

「大崎市教育の振興に関する大綱」における6つの基本目標ごとに表記しています。

令和5年度の重点事業や特徴的な取り組み等を選定したものとなります。

4ページ目から6ページ目へは、評価票の様式を記載しています。

評価員からは、対象事業に対し「必要性」、「有効性」、「方向性」の観点から5段階の評価とコメントを頂くものとしております。

案としまして、合計23事業を選定していますが、これらを3名の評価員で専門分野に応じ分担し、（1名8事業程度）、評価していただくものと考えております。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、ご質問はございませんか。

青沼委員

はい。今年度からまた再開ということで、これは平成5年度の重点事業を点検するということですのでよろしいですね。

2,3点ありますが、こういう会議は、選任委員をどなたかに委嘱してやるということになると思うんですが、以前のやり方で、必ずやりなさいではないんですが、その時に教育委員も入って、かつてはやっていたんですが、そうじゃなくて、教育委員はあくまでも内部評価のものであるからっていうんで、その時に質問はしたけど、意見っていうか、そういうのは言わず、評価委員さんにお任せしてやった記憶があるんですね。

我々はやっぱり外部評価者ではない、内部評価の教育委員であるからということの確認しながらそうしたと思うんですが、どこの段階で、教育委員会の事務局が行った、「教育委員会事務局が行った点検、評価の結果に対して選任した学識経験者が個別の意見をいただく」という手順になると、このスケジュール見ても、教育委員の意見を反映させる場所ってどこになるのかなという風に思いました。最後だけの教育委員への説明だけで出していいのかっていう、細かい質問とかそういうことも含めて、どこの段階かで意見を反映させる必要が大事だと私は思っています。教育委員会事務局が作ったのを外部評価者がやって、それでもう教育委員会にぼんと出てくるのか、それとも教育委員たちにもご意見をいただく機会を設けるのか。

ここはやっぱり、できれば外部の方にいただける前に、本来私たちの意見を反映させる場もあってもいいのかな。いや、その意見を反映させなくてはならんっていう考えではなくて、やっぱり通すべきところだと思う。

8月29日の教育委員への説明の段階では、ある程度のことをクリアされてるべきかもしれないなっていう風に感じたものですから。

時間を取ることになるんですけどね。それがなしでこの教育委員会に29日出されたら、ちょっと我々ではちょっと何も言えない、意見もいいもなくなってるかなっていうのが本音です。

教育総務課長

はい。私共といたしましては、この6番に書いてありますスケジュール、例えば、今青沼委員のお話を踏まえまして、外部評価委員の評価取りまとめ後一旦、8月29日の教育委員会、教育委員さんの正式な説明の前、例えば、今おっしゃられた教育委員さん方でのこの点検、評価の情報共有ですとか、考え方の整理をさせていただいて8月29日の定例会に迎えるといったスケジュールリングはあるのかなと考えたところです。

青沼委員

検討してもらって、とりまとめの前がいいのか、後がいいのか。取りまとめたものっていうのは、結局はある程度完成されたものに近い。

でも逆に言うと、とりまとめたものだと教育委員としての意見出しづらいっていうこともあるとすれば、前で外部評価員さんの考え方も大事にして、評価っていうものの基本は、やってる当の皆さん、つまり教育委員会内の人たちの評価は1番大事だと思ってますから。本来そうですね。

外部の方ってのは状況をわからないだけで言ってる人もいるわけだから。

教育委員もここまでずっと毎月話し合っていますから、その中で還元させる場面があってもあるかな。ただ、法的に必要ないって言われれば軽く扱ってでもいいんですが、教育委員会の教育委員としては、やっぱりその場面が1か所必要かな。ぜひ今ので、どちらでも構わないので、取りまとめたものの方がいいのか、その前の意見の1つとして、外部評価者、そして教育委員の考え方のどうかっていうことであつた方がいいのかはお任せしますが、どこかに入れてください。

教育長

まとめますと、過去の反省も踏まえ、外部委員と内部の教育委員さんは、同じステージで話し合うことはやめたいと思います。これが1つ。それから、こちらの内部の評価があるので、それが1番という感じなんです。それに、外部の方々から第三者的に意見をもらって、その意見と内部評価の発想と、こんな意見をもったんですよっていうところの後に、この委員会で皆さんでちょっとご議論いただいた方が、よりいいのかもしれない。ですから、取りまとめを少し急いで、そして教育委員会にきちんと説明を行い、こうなりましたの前に、その間で、平地参事が言ったような感じで1回ご意見をいただく機会を設けたらどうでしょうか。

青沼委員

関係してるとこなんだけど、外部評価委員の評価の場面に教育委員会委員として出てたんですよ。

かつてはそこで一生懸命喋ってたんですが、喋るのはやめて、出て状況をこういう形で見て、でもこれはもしかしたら実情わかってないなと思ったこととかを私たちは何でいるかということ意見じゃなくチェック、あの意見はちょっとかあれだけど、こうだになっていうようなことを見ててやったことはあります。それは参考になりました。

つまり、外部評価委員がクエスチョンと思ったようなことが、実は事実どうなんだろうっていう。内部の人間のつもりだから、あの質問はちょっと違うかもな、わかってないから言ってるなとかっていうものまで見てました。

かつてはそういう一本化したけど、一本化はしなくなったんです。意見を言わなくなって聞いてたということはありません。

つまり、質問の、外部評価委員が結論を出した意見の趣旨が伝わらないと、それだけが走っていくといけないなと思ったもので、今言ったんです。

だから、そこには、会議に出るといこともことも方略としてはあるかと。

それは、それではなくて、ここは問題になってるんだって言ったけど、あの人が誤解してるなとか、そういうところも逆にフォローアップできた内容、内部の人間として。そんなこともあったもので。

でも、お任せします。これはこれって言う、そこで1回切れるの。切れるんだからね。ということです。

教育長

いずれ、外部の方だから誤解したり、わかんなかったりってことは出てくると思います。それはあと私たちでちょっと精査をさせていただきたいとします。

堀委員

最初からひっくり返したら申し訳ないんですけど、ここにある23項目っていうのは、毎月の定例会で何かしらの意見を聞かれて、それを意義なしでこう通していった事業がほとんどだと思うんですね。それをもって今度、市議会かなんかに予算立てをして通し、それで予算が通り、実行されるっていう流れだったような気がするんです。

それで、私、その外部の方が入った会議っていうのは、多分、私が委員になった年に1度あっただけで、あとは コロナかなんかでなかったんですけど、その1回は私はなんかの都合で欠席しちゃったので、その部分を見てないんですね。

ただ、シンプルに、今流れを聞いていて、委員会としては、この前、今度やりますっておっしゃった、評議員さんみたいな、学校の。あれが大変私には引っかけりがあるって、いいようだけれど、すごく複雑にして面倒な形にならないのかなっていうのを印象として持ったので、それと同じように、外部のその有識者の経験者の方から意見をいただくことはいいけれど、その中でもし何かがあれば、これを毎月の評議委員会で、私たちのやってる定例会で通していったら私たちの対しても、それはダメなんだよっていうことを言われることなんだなと思うんですが、議会とそっちと2箇所からは言われたくないなっていうのがね。シンプルに、予算立てをして、事業をして、金額的なものは別としても、なんかそこまで評価されなければいけないかなっていうか。

ごめんなさい、ずっとやってきたことなのに、それを復活させる意味って言いますか。

毎月真剣に定例会に出てる身としたら、それをまた、よくわからない、その冊子を見ただけの方に、あまり評価をされるっていうのは、気分が私的にはよろしくないなっていう風に、単純に思うんです。

本当は意見は聞かなければいけないと思うんですけどね。1年間通して、よしと思ってやってきたそのこの中学校の部活動移行とか、学校の耐震化とかなんとかって、どうしたってやらなければいけないものっていうのはここにあるわけで、この中からピックアップして、もっと意見を伺いでもいいかなっていうのを絞ってもいいのかしらっていう風な。

そういう風にもちょっと感じたもんですからね。根っこからひっくり返しの意見だったら申し訳ないんですけど、私としては、あまり復活させてっていうのは、なかなか難しいかなっていう風に感じてます。

教育長

以前行っていたものは、行政評価の一体として点検評価をしていたので、表面的なものとの不具合があつての意見だったので、なおさらですね。

少しその中から、点検、評価の中には現れてないけれど具体的に行ったものをピックアップして、各課から何項目か出してもらい20何項目から意見をいただきましょうというもので、その中で、「5・4・3・2・1」程度の良いというのも評価の一つですから、悪いことだけではなく、継続してはどうかということで、評価の仕方についても必要性、有効性、方向性を決めてやれば、ご意見としては外部の方もやりやすいかなということでの評価で、やみくもに様々な意見を求めるものではない形を今回はとりました。

|                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 堀委員                                                                                                                                                                                      | 他の課でも、こういったものを行っているのですか。                                                                                                                                                                                       |
| 教育長                                                                                                                                                                                      | 基本的には、法律で定められているので、評価、意見をもらいながら自分たちの反省を加えながら進めるべきところは、進め、改善すべきところは改善しているものです。中身ややり方は違いますのでそこでの難しさはあるかもしれない。                                                                                                    |
| 青沼委員                                                                                                                                                                                     | 堀委員がおっしゃた気持ちは分かるのですが、外部評価といったときには、あくまでも外部なので状況がわからない中での意見だから、それはそれとして捉えて、一番は、内部の、働いている職員がきちんと評価をしてすることの意見が一番だと思う。だけど、それだけでは片手落ちになるから、他の意見、視点の違う人からの意見をもらいましょうくらいの考え方でいいと思う。                                    |
| 教育長                                                                                                                                                                                      | <p>目指すべきもの、やり方はそれぞれ違いがあると思いますが、この形で進めさせていただいて、また次年度改善していくという方法もあります。</p> <p>ということで、内部評価が終わって、教育委員さんから意見をもらってから外部評価の意見をもらうとちょっと違和感があるので、内部評価が終わって、一度外部の方に評価をしていただいて、その後にこんな感じになって意見いただきましたっていう方がいいかなと思いました。</p> |
| 教育長                                                                                                                                                                                      | 他に何かございませんか。                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                          | (なし)                                                                                                                                                                                                           |
| 教育長                                                                                                                                                                                      | なければ、本案については了といたします。                                                                                                                                                                                           |
| 教育長                                                                                                                                                                                      | <p>本日の議事案件については以上となりますが、そのほか、委員の皆さまより、何かございますか。</p> <p>(なし)</p>                                                                                                                                                |
| 教育長                                                                                                                                                                                      | ないようですので、以上で本日の会議を終了いたします。                                                                                                                                                                                     |
| <p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 高橋 香</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>令和            年            月            日</p> <p>_____ 教 育 長 _____</p> <p>_____ 署名委員 _____</p> |                                                                                                                                                                                                                |